

「支給申請書」のご案内

定額減税不足額給付金（不足額給付）の支給を受けようとする場合、本給付金の支給要件等を確認し、必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、(1) 電子申請、(2) 郵送申請のいずれかの方法で、**令和 7 年 9 月 30 日（火）までに**申請してください。

原則、本人のみ申請できます。

※支給要件等は同封の【「堺市定額減税不足額給付金」のご案内】を確認してください。

1. 支給申請書による申請が可能な方

不足額給付の支給対象であると思う方で本市から「支給のお知らせ」または「支給確認書」が届いていない方

※令和 6 年 1 月 2 日以降に本市へ転入された方についても、本市において支給要件を確認し、「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付します。

転入者の方への発送時期（令和 7 年 8 月以降予定）については堺市ホームページにてお知らせしますので、お待ちいただきますようお願いいたします。

2. 申請方法

(1) 電子申請の場合

右の QR コードを読み込み、「堺市電子申請システム」より申請してください。

※電子申請の方法等は同封の【「堺市定額減税不足額給付金」のご案内】を確認してください。



(2) 郵送申請の場合

支給申請書（桃色）に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、郵送してください。

※記入例は裏面をご覧ください。

3. 必要書類

①本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

②振込口座が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し

※詳細は、支給申請書（桃色）の裏面をご覧ください。

本市で確認できない事項がある場合など追加で書類の提出をお願いすることがあります。

4. お問い合わせ先

・申請についてご不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

【堺市定額減税不足額給付金コールセンター】（午前 9 時～午後 5 時 30 分、土日祝除く）

TEL : 0120-326-472

FAX : 050-3094-8540

【手続き支援窓口】（午前 9 時～午後 5 時 30 分、土日祝除く）

堺区役所（堺区南瓦町 3-1）高層館 2 階	中区役所（中区深井沢町 2470-7）2 階
東区役所（東区日置荘原寺町 195-1）1 階	西区役所（西区鳳東町 6-600）1 階
南区役所（南区桃山台 1-1-1）1 階	北区役所（北区新金岡町 5-1-4）2 階
美原区役所（美原区黒山 167-1）1 階	

詳しくは

堺市 不足額給付

検索

または

QRコードから



申請書記入例



郵送申請の場合、コピーをとるなど控えを保管ください。

記入日

❗ 日中連絡可能な電話番号を記入してください。不備があった場合の連絡に使用します。

堺市定額減税不足額給付金 支給申請書

令和 年 月 日

堺市長 殿

堺市定額減税不足額給付金（不足額給付）の支給要件について確認し、下記事項に誓約・同意のうえ申請します。
※内容を確認のうえ、必要事項を記入して、令和7年9月30日（火）までに、この申請書に本人確認書類及び振込口座が確認できる書類など必要書類を添付して返送してください。

内容を確認して
いずれか1つに
☑してください。
※支給要件は、同封の【「堺市定額減税不足額給付金」のご案内】をご確認ください。

○申請者

フリガナ	サカイ アキコ	日中に連絡可能な電話番号	090-●●●●-●●●●
氏名	堺 あきこ		
生年月日	●●●● 年 ●● 月 ●● 日		
住所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号		
令和6年1月1日時点の住所	※令和6年1月1日時点の住所が現住所とは異なる場合は、記載してください。		

○確認事項

※該当するものいずれか1つに☑にしてください。

- ☐ 不足額給付1に該当する。→確認事項は終了です。
☒ 不足額給付2に該当する。→令和5年所得及び令和6年所得の状況についてお答えください。

●令和5年所得の状況

- ☒ 青色事業専従者、事業専従者（白色）である。
→☒ 事業主の合計所得 1805 万円超
→☐ 事業主の合計所得 1805 万円以下
☐ 合計所得 48 万円超であり扶養の対象外である。
☐ 税法上の扶養親族である。
→☐ 扶養している方が当初調整給付を受給
→☐ 扶養している方が当初調整給付を受給していない
☐ 本人として納税者である。

●令和6年所得の状況

- ☐ 青色事業専従者、事業専従者（白色）である。
→☐ 事業主の合計所得 1805 万円超
→☐ 事業主の合計所得 1805 万円以下
☐ 合計所得 48 万円超であり扶養の対象外である。
☒ 税法上の扶養親族である。
→☒ 扶養している方が当初調整給付を受給
→☐ 扶養している方が当初調整給付を受給していない
☐ 本人として納税者である。

○誓約・同意事項

以下の内容すべてに誓約・同意します。
・本給付金の支給要件の該当性等を審査するため、堺市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
・公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
・この申請書に不備があった場合や、必要な書類を提出できなかった場合、本給付金が支給されないことに同意します。
・給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

『不足額給付2に該当する』に☑した場合は、☐ 枠内の令和5年及び令和6年の所得の状況について☑してください。

金融機関コード：4桁の数字
店 番 号：3桁の数字

○振込口座

※申請者本人名義の口座以外は振込できません。

金融機関	●●●● 銀行 信用金庫 農協 信用組合	金融機関コード	● ● ● ●	預金種別	☒ 普通 ☐ 当座
支店名	●●●● 本店 支店 支所 出張所	店番号	● ● ●		
口座番号（右づめ）	● ● ● ● ● ● ● ●	口座名義（カナ）	サカイ アキコ		

※ゆうちょ銀行（金融機関コード9900）を指定の場合、振込用の店名・預金種別・口座番号を通帳等で確認してください。

裏面を確認し必要書類を同封してください。

❗ 振込口座は、申請者本人名義のものを指定してください。



本人確認書類、振込口座が確認できる書類を必ず同封してください。
確認ができない場合、振込ができません。